

犬鑑札の形が変わりました

飼犬の登録の際に保健所から交付される犬の鑑札の様式が変更になりました。
紛失等で飼犬に鑑札をつけていない方は、新しいデザインの鑑札をつけましょう。



- 1 どうして変わったの** 狂犬病予防法では、犬の所有者は、飼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。また、登録と予防注射の証明となる「鑑札」と「注射済票」を犬に着けておくことが義務づけられています。
昭和25年から全国一律で形が決められていた「鑑札」と「注射済票」を平成19年3月2日から、自治体で独自に形を決めることができるようになりました。
本市では、鑑札の装着率向上を図るため、新しい鑑札と済票の形についてアンケート調査を実施し、市民の皆さんの意向に沿う形の様式に変更しました。
- 2 特徴は** 従前のものより一回り小さく、犬をモチーフにしたかわいらしい形です。黄銅製で、犬の顔や文字が浮き彫りになっています。
- 3 いつから** 平成21年10月1日申請分から
- 4 交付場所** 犬の所在地のある保健所で、登録もしくは再交付申請時に受けられます。
- 5 交付手数料**

新規登録される場合	3,000円
旧鑑札の紛失等で新鑑札の再交付を希望される場合	1,600円
- 6 その他** 新しい注射済票の様式は、平成22年度の注射済票分から変更します。これは、鑑札の裏面に貼り付けるシールタイプになります。